

令和 8 年 8 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 8 年 8 月 25 日（火）
開会：午前 9 時 30 分 閉会：午前 10 時 40 分
- 2 開催場所 教育委員会室 2
- 3 会議次第
 - 8 月臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第 41 号 大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定について
 - 議案第 42 号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 43 号 令和 8 年度大津市一般会計教育費 9 月補正予算に関する意見の申出について
 - 議案第 44 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第 45 号 大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第 46 号 大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第 47 号 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第 48 号 工事委託契約の締結に関する意見の申出について
 - 議案第 49 号 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
宿谷教育部長、清水生涯学習センター所長兼科学館長、栗田教育部次長、上杉教育部次長、白井教育総務課長、瀬戸同課長補佐、藤井同課企画総務係長、市川同課主任、南出学校教育課長、谷同課長補佐、菅沼同課主査、藤橋教職員室長、福田児童生徒支援課長、浜本学校給食課長、南井生涯学習課長、鈴木幼保支援課長補佐、河井同課幼児教育指導監、村中同課主査、鎌田葛川少年自然の家所長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0 人 (2) 市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が8月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第43号から議案第49号について非公開とすることを決定

8月臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第41号 大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定について

○議案第42号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○鈴木幼保支援課長補佐 本議案は大津市立幼稚園での乳児等通園支援事業の実施にあたり、保育料を定めるなどの所要の改正を行った「大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例」が6月市議会で議決されたことを受け、実施に関する規則の制定を行うものである。乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園事業の事業内容について、市立幼稚園では長等、膳所、瀬田の3園で実施を予定しており、実施回数は週2日、保育時間は午前9時30分から午後0時30分までの3時間とし、1歳児及び2歳児のうち満3歳の誕生日の前々日までの児童が利用可能としている。また、受入れ定員は1園あたり5人とし、保護者から徴収する保育料は1時間あたり300円、実施にあたり2名の職員を配置する。

【質疑】

○周防委員 実施園について、今回の3園を選んだ理由について伺いたい。

○鈴木幼保支援課長補佐 事前に実施した保護者アンケートでのニーズ調査、各地域の民間施設の預かり保育の実施状況、及び駐車場の有無などの条件を踏まえ、選定している。

○周防委員 子育てに悩みを抱えた保護者の利用も想定されるなか、だれもが通園できる事業として安全面は十分に確保されているのか。

○鈴木幼保支援課長補佐 利用決定にあたり申請者と面接を実施することとしており、特別な支援が必要な児童についても、面接の際に児童の状態を確認し、園の体制を見ながら受入れを判断する。また、3園の近隣の市立保育園にて研修も受けてもらい、施設側の体制も整えている。

○周防委員 実施にあたっては安全面を最優先に考え、あらゆる事態を想定し対応できるようにしてほしい。

○関委員 面接をする際に聞き取るポイントはどのようなものがあるか。

○村中同課主査 児童の健康状態やアレルギーなど、保護者が把握されている情報を聞き取りするものである。

○関委員 1日あたり5人以上の利用申込があった場合は、どのような対応になるのか。

○村中同課主査 利用申込については、利用決定を受けた保護者の方々がインターネットを通じて1日あたり5枠の範囲内において予約可能な仕組みである。

○関委員 利用の枠を押さえるためには事前に面接を受け、利用決定を受けた人が予約できるという認識でよろしいか。

○村中同課主査 そのとおりである。

○田村委員 3点質問したい。1点目は本事業の周知方法についてであり、既に通園している児童の保護者には園を通じて周知できるものの、そうではない保護者への周知方法として広報おおつだけでは不十分であると思われるが、どのように周知していくのか。2点目がキャッシュレス決済の実務について具体的に伺いたい。3点目は実施園として長等幼稚園が選ばれているが、現在検討されている再編計画案では統廃合の対象になっていたように思う。同事業が定着

した後に仮に統廃合の対象となってしまった場合、利用児童のその後の幼児教育についてどう考えているのか伺いたい。

○鈴木幼保支援課長補佐 周知の方法については、ホームページでも掲載する予定である。

○田村委員 いまやホームページの掲載でも不十分と思う。

○鈴木幼保支援課長補佐 国全体で行われる事業でもあり、前提として一定の周知ははかられているものと認識している。

○田村委員 市民センターなど市の施設で対象者を集めて説明するべきではないか。

○河井同課幼児教育指導監 同制度について既にポスターを作成し、実施園、公民館や地域の掲示板に掲示するとともに、各園でも案内を配布し保護者から質問があった場合にきちんと応答できるように準備しており、民間施設の実施状況も見ながら周知に努めていきたい。また、実施園と再編計画案の関係について、同計画は策定後も見直しが行われる可能性もあり、在園児童数や同事業の実施状況を踏まえながらしっかり対応していきたい。

○村中同課主査 キャッシュレス決済について、市税の納付等で使用する同型機器を実施園に配置し、機器の操作研修も行うなどトラブルがないよう進めていく。

○田村委員 クレジットカードを持たない利用者や電子決済ができない利用者は同事業を利用できないということか。

○村中同課主査 キャッシュレス決済ができない利用者には手書きの納付書を用意し、対応できるようにしている。

○田村委員 預かり保育は以前にチケット制で行われていたが、現在はどうなっているか。

○河井同課幼児教育指導監 現在はチケット制ではなく口座振替にて徴収している。

○大西委員 同事業では車での送迎も想定されているが、実際に幼稚園に入園した際は原則徒歩又は自転車での通園となり、車で行くことができない。同事業で幼稚園の良さを知った保護者の方がそのまま同じ幼稚園に通いやすくなるように、車での通園も見直しの際に検討してもらいたい。

【採 決】 可決

○議案第43号 令和8年度大津市一般会計教育費9月補正予算に関する意見の申出について

【説 明】

○栗田教育部次長 本議案は、市議会9月通常会議に提出する補正予算案について、教育委員会として市長へ意見を申し出るものである。

はじめに市議会冒頭で審議及び採決いただく予定の9月補正予算案について、真野小学校及び唐崎小学校の長寿命化改良事業などをはじめ、改修工事の実施にあたり債務負担行為の追加または変更を行うものである。

具体的な内容については、長寿命化改良等工事や空調設備設置工事をはじめとする校舎の大規模な改造等に要する経費に関し、中東情勢に係る資材価格の高騰や労務費の上昇等の影響を踏まえ、債務負担行為の設定及び変更をそれぞれ行うものである。

続いて9月補正予算第一次案について、一般会計教育費は2,031万6千円を増額補正し、補正後の総額を120億5,223万8千円とするものである。

具体的な内容については、法令点検結果等を踏まえた小、中学校の消防及び防火設備改修等に要する修繕料や設計業務委託料などの経費について、所要の補正を行うものである。

【質 疑】

○関委員 予算額について、事前に事業者から見積りなど取得した上で算定された金額なのか。また、施工業者はどのように選定されるのか伺いたい。

○白井教育総務課長 事業費は事業者から取得した見積金額や公共工事を施工する際の設計単価に基づき積算したものである。また、施工業者は入札によって決定される。

【採 決】 可決

- 議案第 4 4 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第 4 5 号 大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第 4 6 号 大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第 4 7 号 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

- 清水生涯学習センター所長 本議案は全庁的な施設使用料の見直しに伴う料金改正について市議会 9 月通常会議に議案を提出するにあたり、教育委員会の意見を申し出るものである。

議案第 4 4 号から第 4 6 号までの 3 施設の使用料改正について関連があることから、一括して説明する。

今回の施設使用料の改正については本市の統一的な施設使用料設定基準に基づき、施設間の使用料の均衡を考慮しつつ、3 施設で統一の貸室 1 ㎡あたりの時間単価を基に使用料を算定したものである。特にホールはいずれも収容人数が 5 0 0 人であり、同一料金としている。

また、利用者の急激な負担増を考慮して激変緩和措置を適用し 2 段階での改定としている。

- 鎌田葛川少年自然の家所長 続いて、大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について説明する。

葛川少年自然の家の使用料改正については、本市の施設使用料設定基準の個別算定方式に基づき近隣類似施設の小中学生の使用料を参考に算定しており、市内及び県内の平均使用料は 5 4 8 円となることから、市民の利用は 5 5 0 円、市民以外を利用を 1, 1 0 0 円に改正するものである。

【質 疑】

- 関委員 少年自然の家について、類似施設でも地理的環境や事業内容が異なる点に注意し、適正な運営を心掛けてほしい。
- 島崎教育長 本施設について近隣類似施設と比較した際に特徴的なものはあるか。
- 鎌田葛川少年自然の家所長 一例を挙げると比較した他施設では付帯施設の利用にあたり別途料金を設定している施設もあるが、本施設では付帯施設の利用も含めた料金として設定している。

【採 決】 可決

- 議案第 4 8 号 工事委託契約の締結に関する意見の申出について

【説 明】

- 清水科学館長 大津市科学館プラネタリウム更新工事に係る委託契約の締結に関する議案であり、市議会 9 月通常会議に提出するにあたり、教育委員会の意見を申し出るものである。

大津市科学館プラネタリウムについては、国の地域未来交付金を活用し、投影機やドームスクリーンなどプラネタリウム室内全体を一新する。工事委託契約の概要は市議会議案のとおりであり、本事業は契約金額が 3 億円規模の事業となるため、市議会の議決を付すべき契約となる。この度の更新により市民の皆様はプラネタリウムを身近に感じ、天文科学に関心を持っていただける魅力ある施設として、地域活性化や教育文化の拠点になればと考えている。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第 4 9 号 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○南出学校教育課長 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の制定に関する議案であり、市議会 9 月通常会議に提出するにあたり、教育委員会の意見を申し出るものである。

奨学資金給与制度の概要について、向上心が強く能力があるにもかかわらず経済的事情により高等学校へ進学することが困難と認められる者に、本市では月額 1 万円を 3 年間、合計 3 6 万円を給与している。また、奨学生は大津市奨学生選考委員会において毎年 2 0 名程度を選考し、過去の寄付金を原資とした奨学基金を財源として運営してきた。

国の支援制度における高等学校等奨学給付金については、平成 2 6 年度に生活保護世帯や非課税世帯の授業料以外の教育費負担軽減を目的として創設され、非課税世帯で全日制に通う場合年額 1 4 3, 7 0 0 円、通信制では 5 0, 5 0 0 円が支給されている。

今回の改正内容について、新入学に伴い年度当初に要する費用が最も大きな割合を占めることから、給与時期はこれまでの学期ごとの支給から入学後に一括で支給とすることとし、給与額について現在は 3 年間で合計 3 6 万円を給与しているが、令和 8 年度生活保護費における高校入学準備金の額を参考に全日制は 1 2 万円、通信制については国の奨学給付金の支給額の割合を参考に 4 万 2 千円とする。対象学校について、現在は高等学校への進学者のみを給与対象としているが、令和 1 0 年 4 月に野洲市に滋賀県立高等専門学校が開校し、本市からの通学が想定されることから、給与対象に高等専門学校への進学者を加える。

また、資格要件について「学業成績、操行ともに良好であり、健康であること」としているが、「健康であること」という要件があることで持病がある者が申請を躊躇する可能性があることから、「健康であること」の条文を削除し、より利用しやすい制度へと改める。

今回の改正により、一人あたりの給与額は高等学校授業料の無償化や給付金制度の拡充等を踏まえ縮小することとなるが、一方で給与人数を 2 0 名程度から 6 0 名程度へ増やすとともに、給与対象要件の見直しにより間口を広げ、奨学金を必要とするより多くの方への支援を行いたいと考えている。

【質 疑】

○周防委員 保護者、生徒はこの奨学金給与制度をいつの時点で知るのか。

○南出学校教育課長 毎年 1 0 月頃に学校から案内している。

○周防委員 周知時期について 1 0 月頃でよいのか。仮に経済的理由により早くに進学を諦め、学習の意欲が低下している生徒がいた場合、1 0 月に同制度を知ったとしても時期を逸しているのではないかと危惧される。

○谷同課長補佐 できる限り早い時期に周知するようにしたい。成績要件の目安を示すことも検討している。

○周防委員 保護者と子どもの情報の受け方も違うため、生徒の行動につながるよう周知してほしい。

○島崎教育長 早い時期に周知することも大切だが、一方で奨学金の成績要件を満たせば誰でも給与されるということだけを周知するのは十分ではない。各校では生徒の家庭の経済状況を 1 年生からある程度把握していると思うので、そうした状況を踏まえ生徒が見通しを持てるように知らせることは良いと思う。知らなかったということはないようにすることが大切である。

○上杉教育部次長 令和 8 年度に高校の入試制度が変わっているため、中学 2 年生に説明する場面がある。大津市奨学金も含めた奨学金制度や授業料無償化など幅広く制度について生徒に周

知できるように学校に伝えたい。

- 田村委員 国の奨学金制度に準じて見直しを行ったということであるが、国の制度には専修学校が含まれているが、見直しの経緯について伺いたい。
- 南出学校教育課長 直近３年間に大津市では県内の専修学校への進学実績がないため、条例には記載していない。ただ、生徒の進学先等は見ながら対象は見直していきたい。
- 田村委員 不登校生徒の進学先として単位制課程の高校が増えている点などは児童生徒支援課などと連携して検討されているか。
- 南出学校教育課長 通信制の学校の進学が増えていることは承知している。児童生徒支援課と今後も連携しながら見直していく。
- 田村委員 様々な立場や環境にいる生徒たちの学習意欲を喚起するような視点を踏まえて、同制度を見直してほしい。
- 島崎教育長 高校卒業資格を付与する学校が増えているが、そういう学校は対象となるのか。
- 南出学校教育課長 対象になる。
- 田村委員 生徒たちの環境も多様化しているので、状況に合わせて条例の記載を検討してほしい。

【採 決】 可決

閉会 教育長が８月定例会の閉会を宣言